

業務規程・送配電等業務指針 変更の概要について（案）

2018年12月19日

電力広域的運営推進機関

- 滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていくため及び間接送電権の導入等のため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。

- 今般の業務規程及び送配電等業務指針の主な変更ポイントは以下のとおり。
 - 系統容量の開放に関するルール変更（送配電等業務指針）
 - ・ 一定の事由に該当する場合には系統の容量を取り消すように変更
 - 間接送電権導入に伴うルール変更（業務規程）
 - ・ 間接送電権の発行等に必要な諸元である運用容量、マージンの通知を追加
 - ・ 経過措置計画の減少処理時、間接送電権より経過措置計画を優先して減少するように変更
 - 発電設備等の情報掲示板の導入に伴うルール変更（業務規程）
 - ・ 発電設備等の情報掲示板を導入する旨を追加
 - その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - ・ 業務の明確化等
 - ✓ 特定託送コードの追加
 - ✓ 公表内容の明確化

- 系統容量の開放に関するルール変更（送配電等業務指針）
 - 一定の事由に該当する場合には系統の容量を取り消すように変更
- 間接送電権導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 間接送電権の発行等に必要な諸元である運用容量、マージンの通知を追加
 - 経過措置計画の減少処理時、間接送電権より経過措置計画を優先して減少するように変更
- 発電設備等の情報掲示板の導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 発電設備等の情報掲示板を導入する旨を追加
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 業務の明確化等
 - ✓ 特定託送コードの追加
 - ✓ 公表内容の明確化

系統容量の開放に関するルールの変更（変更）：送配電等業務指針変更点

- 系統容量の開放に関するルールの変更については、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理の系統容量の開放に向けた対応に関するアクションプランにおいて、「滞留している案件が抑えている系統容量の開放については、工事費負担金の契約や支払に関する部分を中心に、広域機関の「送配電等業務指針」など現行ルールの明確化や、容量を取り消す手続きの標準化を進める。」と整理された。
上記整理に伴い、送配電等業務指針の関係条文を変更する。
【指針第97条、第103条、第105条】（変更）

（3）系統容量の開放に向けた対応

現行ルール（経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の送配電等業務指針）では、系統容量は、接続契約申込みの受付時点をもって暫定的に確保されることになっているが、接続契約申込み後、契約締結に至らなかつたり、工事費負担金が支払われないなどの理由により、長期間にわたり発電事業が開始されていない案件が散見される。このような長期間運転しない案件が確保している系統容量を開放できれば、新規の電源が接続できることになる。

【アクションプラン】

- 滞留している案件が抑えている系統容量の開放については、工事費負担金の契約や支払いに関する部分を中心に、広域機関の「送配電等業務指針」など現行ルールの明確化や、容量を取り消す手続きの標準化を進める。

<変更前>

（送電系統の容量の確定）

- 第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。
- 2 一般送配電事業者は、第105条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。

<変更後>

（送電系統の容量の確定）

- 第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。
- 2 一般送配電事業者は、**次の各号に掲げる事情が生じた場合には**、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。
- 一 **系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合**
 - 二 **系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合**
 - 三 **第105条第1項第2号から第5号に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合**

（工事費負担金契約の締結等）

- 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。
- 2 （略）
- 3 （略）

（工事費負担金契約の締結等）

- 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後**1か月以内**に、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。
- 2 （略）
- 3 （略）

<変更前>

（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

- 一 接続契約が解除等によって終了した場合
 - 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合
 - 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合
 - 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合
 - 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある場合
 - 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。



<変更後>

（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由が**あれば**、連系等を拒むことができる。

- 一 **第97条第2項第1号および第2号に基づき送電系統の容量を取り消した場合**
 - 二 接続契約が解除等によって終了した場合
 - 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合
 - 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある場合
 - 五 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調**（海域の占有が認められない場合を含む。）**等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。

- 系統容量の開放に関するルール変更（送配電等業務指針）
 - 一定の事由に該当する場合には系統の容量を取り消すように変更
- 間接送電権導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 間接送電権の発行等に必要となる諸元である運用容量、マーシンの通知を追加
 - 経過措置計画の減少処理時、間接送電権より経過措置計画を優先して減少するように変更
- 発電設備等の情報掲示板の導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 発電設備等の情報掲示板を導入する旨を追加
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 業務の明確化等
 - ✓ 特定託送コードの追加
 - ✓ 公表内容の明確化

■ 間接送電権に係る通知、経過措置可否判定及び経過措置計画の減少処理の方法の変更

- 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会において、間接送電権の導入が決定したため、間接送電権に係る通知を新規で追加し、経過措置可否判定や経過措置計画の減少処理時に、従来の連系線の空容量の値だけではなく、間接送電権の発行量も考慮して経過措置可否判定又は減少処理を行う。

【規程 第133条の2】（新規）

【規程 第2条、附則（平成29年9月6日）第4条、第8条】（変更）

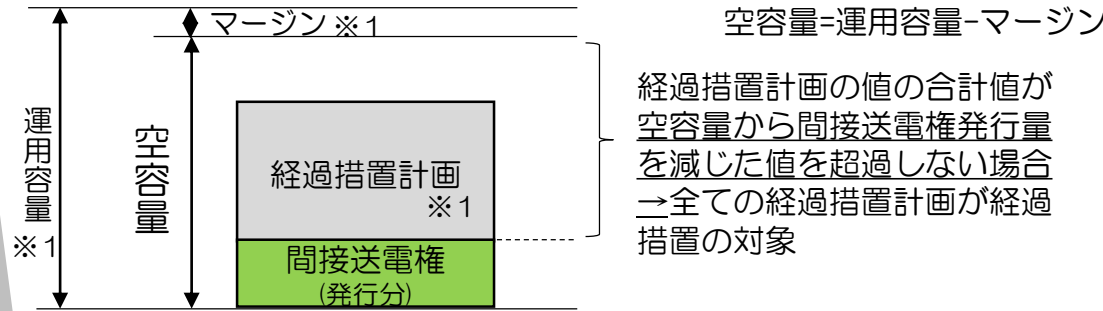
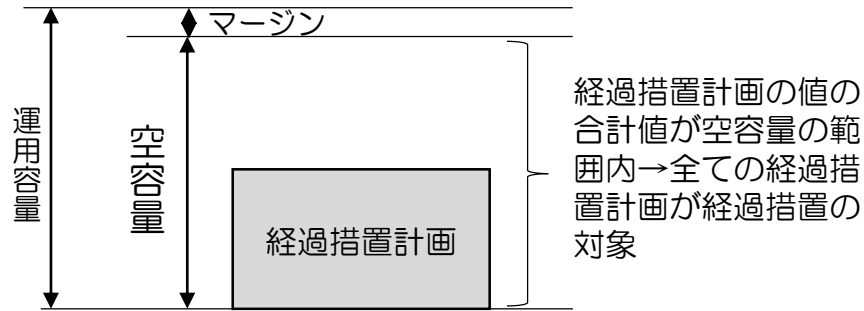
※1 間接送電権を発行できる量の諸元を通知（運用容量、マージン、経過措置計画）

$$\text{空容量} = \text{運用容量} - \text{マージン}$$

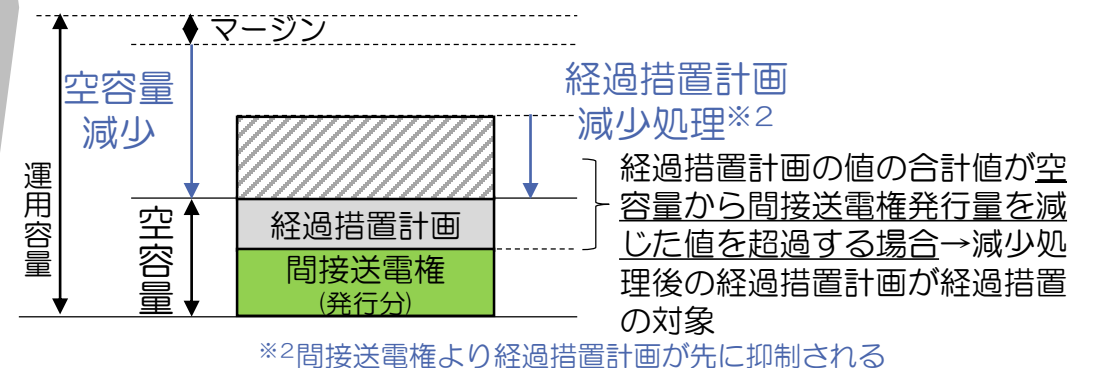
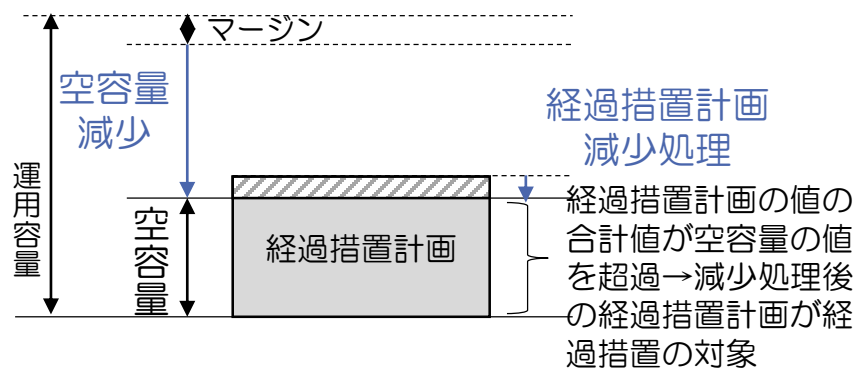
＜変更前＞

＜変更後＞

【通常時】



【故障時】



※2 間接送電権より経過措置計画が先に抑制される

間接送電権導入に伴う変更（新規・変更）：業務規程変更点

業務規程

<変更前>

(用語)

第2条 (略)

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一～四二 (略)

(新設)

業務規程

<変更後>

(用語)

第2条 (略)

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一～四二 (略)

四三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。

(新設)

(間接送電権に係る運用容量及びマージンの通知)
第133条の2 本機関は、間接送電権の取引等に必要断面において当該連系線の運用容量及びマージンを卸電力取引所に通知する。

間接送電権導入に伴う変更（変更）：業務規程変更点

業務規程

<変更前>

附則（平成29年9月6日）
（経過措置可否判定）
第4条（略）
（新設）

- 2 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。
- 一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となる場合 全ての経過措置計画
 - 二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理（附則第8条に定める。）を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画

附則（平成29年9月6日）
（減少処理）

第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となるまで経過措置計画の値を減少する（以下「減少処理」という。）。

2～3（略）

業務規程

<変更後>

附則（平成29年9月6日）
（経過措置可否判定）
第4条（略）

- 2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。
- 3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。
- 一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画
 - 二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理（附則第8条に定める。）を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画

附則（平成29年9月6日）
（減少処理）

第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（但し、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する（以下「減少処理」という。）。

2～3（略）

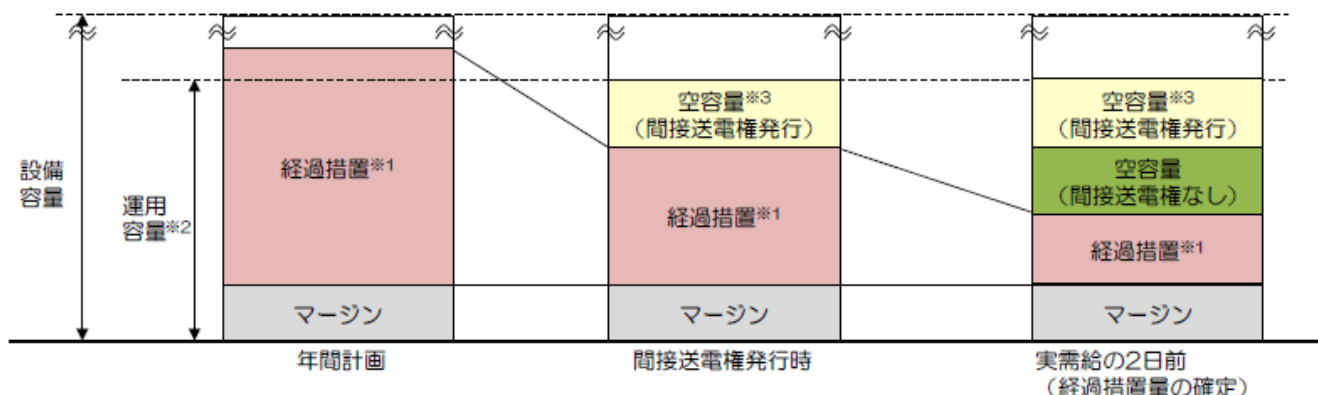
2018年11月 第2回間接送電権の在り方等に関する検討会事務局提出資料3から作成

(参考) 間接送電権の発行量について

- 間接送電権は、**運用容量からマージンと経過措置の数量**を除いた量を発行する。
- 運用容量、マージンについては、広域機関にて取り纏められ、公表される。年間計画以降では、月間、2営業日前と実需給に近づくと精査された計画が公表される（作業計画の変更、需給状況等を考慮）。
- 間接送電権の発行可能量については、経過措置の数量が影響し、経過措置が適切に減少すれば、間接送電権の発行可能量が増えることが期待される。そのため、間接送電権の発行前に経過措置の減少事由が予見されている場合は、事業者に、経過措置の減少を行う更新計画を広域機関へ提出することを求めているところ。

※広域機関から通知する諸元
・運用容量及びマージン
（規程第133条の2(新規)
・経過措置計画
（附則（平成29年9月6日）
第3条(現行)）

間接送電権の発行量の推移イメージ



※1 経過措置は、潮流の相殺を考慮したうえで、長期計画における運用容量（連系線を通れる最大値）まで発行され、実需給に向けて削減される。
※2 運用容量とは、流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値をいう。作業計画、需給状況等により変化する。
※3 経過措置の減少状況により、空容量が発生しない場合もある。

(抑制における経過措置と間接送電権の優先順位)

間接送電権は連系線の空容量の範囲内で発行されることとなるが、取引(約定)後、計画外の作業停止等により連系線の運用容量が削減されると、JEPX のスポット取引で用いられる連系線の容量が、既に発行された間接送電権及び経過措置対象分の総量を下回る可能性がある。

間接送電権の発行後に連系線の空容量が減少した場合、

- ①経過措置と間接送電権を同順位に按分抑制する
- ②経過措置から先に抑制する

という案の2案が考えられる。

(略)

抑制の計算において、経過措置は反対潮流を相殺して抑制処理を行うため、反対潮流の状況によっては、連系線の空容量が減少した際に、間接送電権と比較して抑制が行われにくい傾向があると考えられる⁶⁸⁶⁹。

こうした中で、間接送電権と経過措置の活用方法が基本的に同じであることを踏まえれば、抑制が行われる可能性について均衡を図る観点から、経過措置から先に抑制することとする

※

- ▶ 系統容量の開放に関するルール変更（送配電等業務指針）
 - 一定の事由に該当する場合には系統の容量を取り消すように変更
- ▶ 間接送電権導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 間接送電権の発行等に必要な諸元である運用容量、マージンの通知を追加
 - 経過措置計画の減少処理時、間接送電権より経過措置計画を優先して減少するように変更
- ▶ 発電設備等の情報掲示板の導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 発電設備等の情報掲示板を導入する旨を追加
- ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 業務の明確化等
 - ✓ 特定託送コードの追加
 - ✓ 公表内容の明確化

- 容量市場の在り方等に関する検討会において、容量市場導入に伴う事業環境の変化に先立ち、以下2点を目的として、本機関が発電設備等の情報掲示板を導入するものと整理された。
 - ① 事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境を整備すること
 - ② 相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること

上記整理に伴い、業務規程に新規で条文を追加する。

【規程 第190条の3】（新規）

8.まとめ（情報掲示板における論点）		11
■ 情報掲示板の具体的な内容としては、以下のとおりとはどうか。		
	具体的な内容	
目的	①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境を作ること ②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。	
管理者	掲載情報に関する取扱いの中立性が求められるため、広域機関が管理者となることとする。 なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。	
掲載情報	情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限に留め、それ以上の情報については、問い合わせ時に当事者間で確認することとする。 なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。 <項目> 売/買区分、事業者名、問い合わせ先、電源所在エリア、掲載期限、その他任意掲載欄	
参加者	発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者 また、掲示板利用希望者には広域機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。	
その他留意事項	発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。	

第15回容量市場の在り方等に関する検討会（2018年9月19日） 資料5抜粋

業務規程

<変更前>

(新設)

業務規程

<変更後>

(発電設備等の情報に関する掲示板の導入)
第190条の3 本機関は、会員その他電気供給事業者間の取引による発電設備等の有効利用を図るため、本機関のウェブサイトにおいて、会員その他電気供給事業者が発電設備等に関する情報を提供することのできる機能を有する掲示板を設ける。



8. 広域機関が管理者として情報掲示板を立ち上げる場合のスケジュール (案)

12

- システム開発については、事前に実施した仮見積りを踏まえ、約6か月（入札～発注:約2か月、開発～検収:約4か月）と想定。
- 情報掲示板立ち上げのためには、広域機関の業務規程等のルール改正が必要となるが、2019年3月の通常総会を経て、2019年4月認可・運用開始を目指すこととしたい。
- 上記を考慮すると最速で2019年4月の運用開始となる予定であり、事業者準備期間として約1年間の期間確保が可能。

【情報掲示板開設までのスケジュール (案)】



第15回容量市場の在り方等に関する検討会（2018年9月19日） 資料5抜粋

- 系統容量の開放に関するルール変更（送配電等業務指針）
 - 一定の事由に該当する場合には系統の容量を取り消すように変更
- 間接送電権導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 間接送電権の発行等に必要な諸元である運用容量、マージンの通知を追加
 - 経過措置計画の減少処理時、間接送電権より経過措置計画を優先して減少するように変更
- 発電設備等の情報掲示板の導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 発電設備等の情報掲示板を導入する旨を追加
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 業務の明確化等
 - ✓ 特定託送コードの追加
 - ✓ 公表内容の明確化

—余白—

■ 特定託送コードの申請の明確化

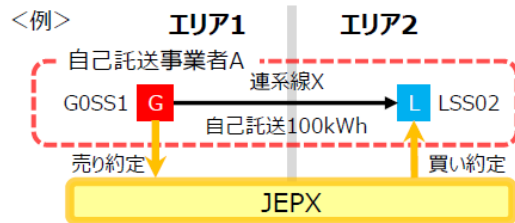
【指針 第269条】 (変更)

- 間接オークション導入に伴い、自己託送等に対し、連系線を経由して託送する場合に送電側と受電側のコードを広域機関において結び付ける必要がある。
- 結付けの処理・管理等の運用が、効率的に行えるよう便宜上、コードを発行して運用している。

5-2) 自己託送について

49

- 自己託送事業者において、エリア間の託送を行う場合は、ここまでの説明と同様に、前日スポット市場および1時間前市場を活用する事になります。
- 加えて、精算のために事前に下記①②の手続きが、計画提出に際しては都度下記③の対応が、必要となります。
- なお自己託送において市場取引の送電側と受電側で約定量に差が生じた場合の精算等の対応方法については、現在資源エネルギー庁にて検討中です。詳細が決定し次第、お知らせいたします。



- ① 自己託送管理情報の広域機関への事前連絡※
以下情報を広域機関に連絡してください。
・送電側計画提出者コード
・受電側需要BGコード
・経由連系線
- ② 広域機関から、特定紐付コードをご連絡します
- ③ 市場を経由してエリア間の託送を行った場合、当該計画の電源特定コードに②でご連絡した特定紐付コードを記入して計画提出をお願いいたします。
(特定紐付コードに応じた整合性チェックも行います)

※事前連絡いただく内容の詳細と時期については別途お知らせいたします。

③計画へ特定紐付コードの記入 (スポットで約定した場合で記載)



送電側G0SS1 (翌日) 発電計画			受電側LSS02 (翌日) 需調計画	
発電計画	販売計画	需要計画	調達計画	
発電所aaa	取引先 JSPT3	取引先 JSPT3	取引先 JSPT3	
	電源特定C S0001	電源特定C S0001	電源特定C S0001	
計画値 100	計画値 100	計画値 100	計画値 100	

広域機関でコードを活用

※本処理は精算のための手続きであり、特定の連系線利用を可能とするものではありません



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

- 自己託送等において、経路連系線の情報の連絡を受け、送電側と受電側のコードを結び付けるコードを発行するため、特定託送コードの申請を明記する。

送配電等業務指針

<変更前>

(事業者コード等の申請)

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。

- 一 事業者コード 事業者名を特定する番号
- 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号
- 三 バランシンググループ(BG)コード BGを特定する番号
- 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号
- 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号
- 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号
- 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号
(新設)



送配電等業務指針

<変更後>

(事業者コード等の申請)

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。

- 一 事業者コード 事業者名を特定する番号
- 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号
- 三 バランシンググループ(BG)コード BGを特定する番号
- 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号
- 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号
- 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号
- 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号
- 八 **特定託送コード 自己託送等の精算に必要な基本情報を特定する番号**

- 系統容量の開放に関するルール変更（送配電等業務指針）
 - 一定の事由に該当する場合には系統の容量を取り消すように変更
- 間接送電権導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 間接送電権の発行等に必要となる諸元である運用容量、マージンの通知を追加
 - 経過措置計画の減少処理時、間接送電権より経過措置計画を優先して減少するように変更
- 発電設備等の情報掲示板の導入に伴うルール変更（業務規程）
 - 発電設備等の情報掲示板を導入する旨を追加
- その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 業務の明確化等
 - ✓ 特定託送コードの追加
 - ✓ 公表内容の明確化

- 系統情報の公表実態を踏まえ、連系線に関する情報の一部項目の公表内容を明確化
 - 現行の運用容量・マージン・空容量の公表内容における記載が理解しづらいことから明確化する。
 - 長期断面の予想潮流は、連系線利用計画等がなく算出できないことから削除する。
- 【規程 第168条 別表12-1、指針 第197条】 (変更)

■ 連系線の空容量、運用容量、マージンの公表内容の明確化による変更

業務規程

<変更前>

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期(更新周期)
(略)	
(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、予想潮流(※7)、計画潮流(※8)	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる)	
年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値	
月間：3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値	
週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値	
翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値	
当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値	
実績：長期～当日の更新された最終の値	



業務規程

<変更後>

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期(更新周期)
(略)	
(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流(※7)	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる)	
年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値	
月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値	
週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値	
翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値	
当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値	
実績：長期～当日の更新された最終の値	

■ 連系線の予想潮流の公表断面の一部削除

業務規程

<変更前>

別表1 2-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期(更新周期)
(d) 連系線に関する情報 ~続き~ (新設)	~続き~
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9) ・ 予想潮流 (※7) 長期: 第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間: 第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・ (略)	長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 当日: 当日0時 実績: 翌日0時

(※1~6) (略)

(※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。

(※8) 当日から翌日を対象とする。

(※9~11) (略)



業務規程

<変更後>

別表1 2-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期(更新周期)
(d) 連系線に関する情報 ~続き~ <u>・ 予想潮流 (※8)</u> 年間: 3か月先~第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 月間: 3週間先~2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 週間: 3日先~2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日: 翌日~翌々日の30分ごとの値	~続き~
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9) ・ 予想潮流 (※8) 長期: 第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間: 第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・ (略)	長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 当日: 当日0時 実績: 翌日0時

(※1~6) (略)

(※7) 当日から翌日を対象とする。

(※8) 第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。

(※9~11) (略)

■ 運用容量の公表内容の明確化による変更

送配電等業務指針

<変更前>

(運用容量の算出断面)

第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。

- 一 翌々日より前の断面の運用容量を算出する場合
- 二～三 (略)



送配電等業務指針

<変更後>

(運用容量の算出断面)

第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。

- 一 **週間計画**より前の断面の運用容量を算出する場合
- 二～三 (略)